

認 定 書

国住指第 2175 号
令和元年 11 月 25 日

日本ヒルティ株式会社
代表取締役社長 下元 紳志 様

国土交通大臣 赤羽 一嘉



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第 129 条の 2 の 4 第 1 項第七号ハ（防火区画貫通部 1 時間遮炎性能）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
PS060WL-1088
2. 認定をした構造方法等の名称
ケーブル・電線管／熱膨張性シール材充てん／壁準耐火構造／貫通部分
3. 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

(別添)

1. 構造名

ケーブル・電線管／熱膨張性シール材充てん／壁準耐火構造／貫通部分

2. 寸法及び形状等

(寸法単位：mm)

項目		仕様
開口部	形状	円形 (φ210 以下)
	面積	0.03464m ² 以下
占積率 (開口面積に対する 給・排水管、ケーブル断面 積の総合計の割合)		63.4%以下
貫通する壁の構造等		(1)～(3)のうち、いずれか一仕様とする (1) 建築基準法施行令 112 条第 2 項の規定に基づく準耐火構造 60 分(ただし、強化せっこうボードに限る)及び建築基準法第 2 条第七号の規定に基づく耐火構造 (60 分) において、国土交通大臣が認めた壁 ・厚さ 70 以上 (2) ALC パネル ・厚さ 70 以上 (3) コンクリートパネル ・厚さ 70以上

(寸法単位：mm)

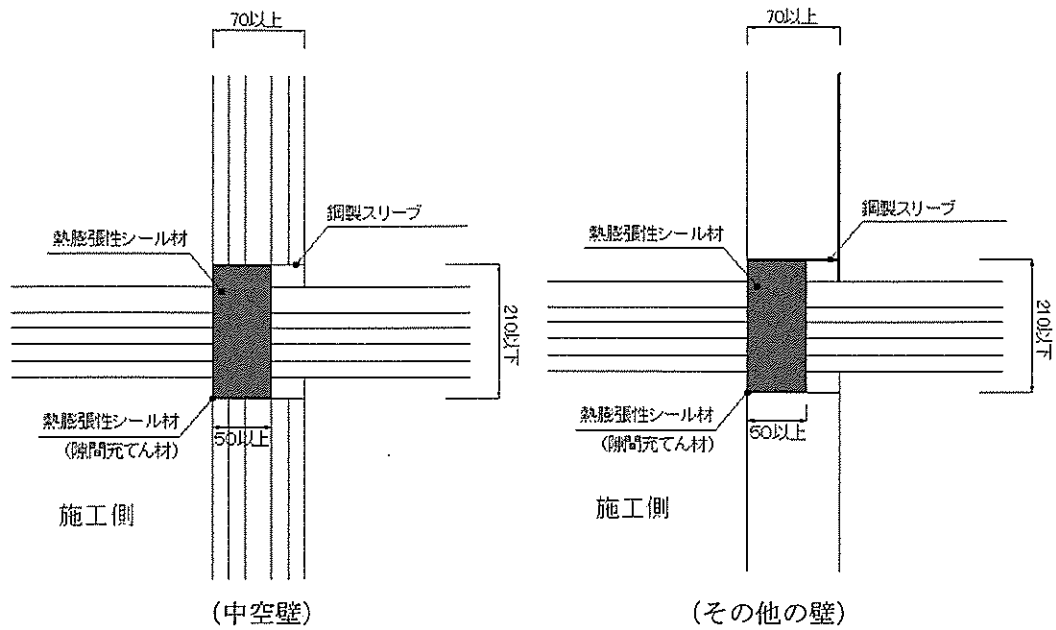
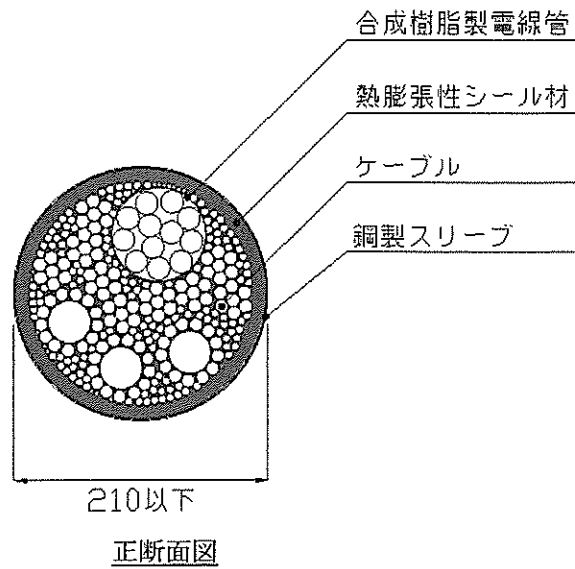
項目		仕様
ケーブル	絶縁体	(1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1)ポリエチレン系 (2)塩化ビニル系
	シース	(1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1)ポリエチレン系 (2)塩化ビニル系
	介在物	(1)～(5)のうち、いずれか一仕様とする (1)紙 (2)ジュート (3)ポリエチレン系 (4)ポリプロピレン系 (5)なし
合成樹脂製 電線管	規格	JIS C 8411
	材質	(1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1)ポリエチレン系(CD管) (2)ポリプロピレン系(PF管)
	径	48以下
	本数	1本以下
鋼製スリーブ	材質	鋼製
	厚さ	0.2以上
	奥行	壁厚以上

(寸法単位：mm)

項目	仕様	
充てん材	材料	熱膨張性シール材
	組成 (質量%)	組成に関しては社外秘にさせていただきます。
	密度	[1] 主剤 1170 \pm 117kg/m ³ [2] 硬化剤 1199 \pm 119.9kg/m ³
	充てん量	片側 50 以上

4. 構造説明図

(寸法単位：mm)



断面図

注) 寸法および材料構成は 2 および 3 のとおり

5. 施工方法等

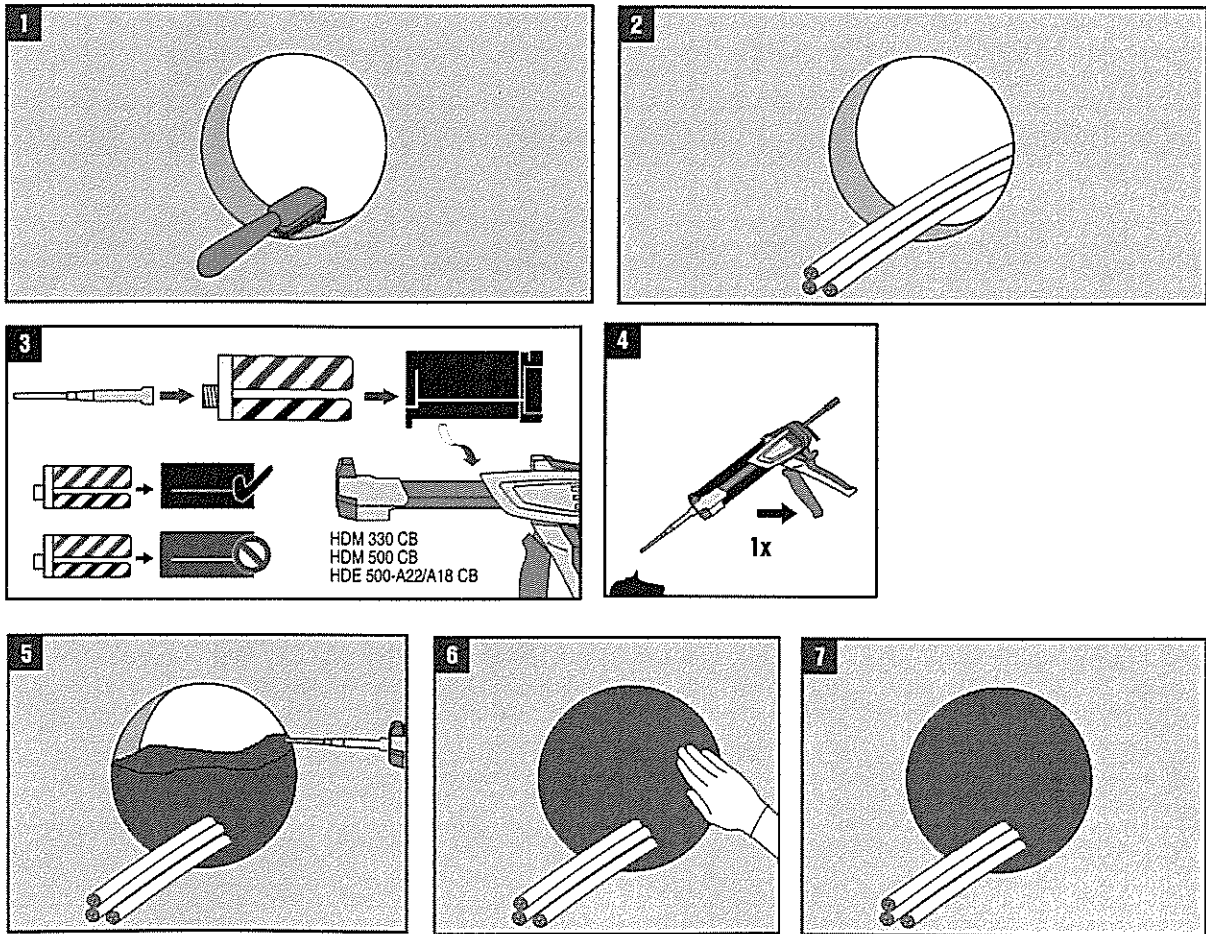
施工手順及び施工図を以下に示す。

(1) コンクリートパネル及びALCパネルへの施工の場合

1. 開口部・貫通するケーブル・管等の回りの清掃を行う。
2. ケーブル配線等を通線する。
3. 4. 熱膨張性シール材を専用のディスペンサーに装着し、専用のノズルを取り付け、ディスペンサーのトリガーを引き1回以上捨てショットを行う。
5. 開口部と貫通するケーブル・管等の隙間に熱膨張性シール材を充てんする。
6. 熱膨張性シール材発泡後、表面仕上げを行う。
7. 仕様どおりに施工されていることを目視確認する。

※注意事項

本構造に使用される熱膨張性シール材については、耐久性に留意し、所定の防火上の性能が維持されるよう適切な処置を行う必要がある。



中空壁への施工の場合

1. 開口部・貫通するケーブル・管等の回りのほこり・ごみ等を取る
2. スリーブを設置する。開口部とスリーブ周りに隙間がある場合には、その隙間を熱膨張性シール材(隙間充てん材、アクリル系樹脂充てん材)で塗布または注入し補修する。
3. ケーブル配線等を通線する。
4. 5. 熱膨張性シール材を専用のカートリッジにセットし、専用のノズルを取り付け、カートリッジのトリガーを引き1回捨てショットを行う。
6. 開口部と貫通するケーブル・管等の隙間に熱膨張性シール材を充てんする。
7. 熱膨張性シール材発泡後、表面仕上げを行う。
8. 仕様どおりに施工されていることを目視確認する。

※注意事項

本構造に使用される熱膨張性シール材については、耐久性に留意し、所定の防火上の性能が維持されるよう適切な処置を行う必要がある。

